



沢辺税理士事務所通信

令和 3 年 6 月 1 日号
NO.088

広島県等も月次支援金の対象に

広島県等でも 5 月 16 日に緊急事態宣言が発令され、6 月 20 日まで延長となっております。飲食店等では休業要請に伴う協力金が県から支給されますが、それ以外の業種でも**緊急事態宣言に伴う影響を受け、5 月や 6 月の売上が前年または前々年の同月と比べて 50%以上減少した**場合は、月次支援金の申請ができます。**給付額上限は各月ごとに法人 20 万円、個人事業者 10 万円**です。各月分ごとに別途申請する必要があります。協力金との重複申請はできません。

対象業種は基本的には問わないとされていますが、**売上計上時期をずらして 50%以下にしても支給しません**とはっきり書かれています。このあたりは、持続化給付金で不正受給が相次いだ反省から、あらかじめそういった申請を牽制している感があります。

申請は 5 月分は 6 月中下旬～8 月中下旬、6 月分は 7/1～8/31 となっています。月次支援金ホームページの開設自体が 6 月中旬の開設予定ということですが、**申請には登録確認機関の事前確認が必要**ですが、当事務所は登録確認機関として登録されています。顧問先様は、事前確認のみでしたら無料でさせていただきます（申請手続き全てを代行させていただく場合は有料となります）。申請をご検討される際には、各担当者にご相談いただければと思います。

ビル・ゲイツ氏離婚の相続税対策疑惑

マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏が離婚を発表しました。おしどり夫婦と呼ばれていたのに突然の発表、という印象が強いらしく、巷では「**相続税対策（のための偽装離婚）**では」という噂が立っています。個人資産が 14 兆円くらいあるそうで、相続が発生したら 7 兆円くらい相続税（アメリカにも日本の相続税と同様のものアリ）がかかると言われています。ところが、離婚に伴い財産分与が発生し、例えば半分の 7 兆円が奥様側に渡っても原則は非課税となるため、結果的に莫大な額の税額軽減がされる可能性があるのです。

日本でも同様の考えで、財産分与は婚姻期間中に 2 人で築いた財産をきちんと分けるためのものなので、贈与とは意味合いが違うため、**離婚時の財産分与に伴う贈与税は原則課税されない**、とはっきり決められています。

これを読んで偽装離婚が頭によぎった資産家の方がおられるかもしれませんが、「原則」ということなので、**分与された財産が過大である場合や、税金逃れを目的とした偽装離婚と認められる場合は贈与税を課する**、ともはっきり決められていますのでご注意ください(^_^;)